

## 第9章 その他の留意点

＜観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策＞

### 1 観光客等の避難対策を定めるに当たっての留意点

#### (1) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、屋外拡声器、サイレン等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておく。

#### (2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC（鉄筋コンクリート建築）構造等であれば、3階以上の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。

従って、こうした施設の管理者等は、市や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。

#### (3) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高さは高いところで0.5m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要となるため、津波予報や津波情報入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を行うことが大切である。

#### (4) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や該当地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった試み、あるいはチラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫を加えるなど、関係業者等を含めた取組みが重要である。

また、避難訓練に当たっては、観光客等参加型の訓練が重要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する。

（津波啓発や避難訓練の留意点については、第7章及び第8章を参照。）

### 2 災害時要援護者の避難対策

津波避難において災害時要援護者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内等の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、災害時要援護者となりうる要因に応じて、次の点に留意する必要がある。

津波避難において災害時要援護者となりうる要因としては、大きく分けて次の3つが考えられるが、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

＜津波避難において災害時要援護者となりうる者の例＞

災害時要援護者となりうる要因	災害時要援護者の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子供等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

(1) 情報伝達

津波予報・情報、避難勧告等の住民等への伝達手段が同報無線や広報車による場合、あらかじめ簡単な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、津波注意報や警報発表の際のサイレン音等について啓発する。

(2) 避難行動の援助

行動面で避難に支障を来すことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣等のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

津波の到達時間が短時間であり、屋外への避難が間に合わない場合や避難開始が遅れ津波が迫った場合等で、予想される津波の浸水深が2 m未満の場合には、無理に屋外へ避難するよりも、安全を保障するものではないが、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられる。

また、津波高2 m（地面から測った浸水深）未満の場合は、建物の耐震性等にもよるが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、RC（鉄筋コンクリート建築）ビルは4 m程度の津波には「持ちこたえる」とされている。

こうした知識も緊急やむを得ない場合の一つとして、自らの命を守るために身につけておく。

災害時要援護者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ検討しておく。